新潟県報道資料

新潟県

令 和 5 年 5 月 2 日
農林水産部食品・流通課

南魚沼市産こしあぶらの放射性物質の検査結果について

（5月2日検査分）

南魚沼市産こしあぶらについては、これまでの検査で食品衛生法の規格基準値を超える放射性セシウムが検出されたことから、現在、国の指示により出荷が制限されております。

今年度の状況を把握するために検査を実施した結果、基準値を超える放射性セシウムは検出されませんでしたが、今後の放射性物質濃度の水準及び傾向を確認する必要があることから、引き続き検査を実施するとともに、出荷及び食用の自粛要請を継続します。

なお、南魚沼市産こしあぶらは、検査のために採取されたものであり、販売・流通しているものではありません。

県では、県内全域の山菜について、引き続き検査を実施し、その結果を公表してまいります。

【調査概要】
南魚沼市の３地区（舞子、仙石、後山）を検査

（検査機関：（一社）県央研究所）　　（単位：ベクレル／kg）

	品目	産地	放射性セシウム			放射性ヨウ素
			セシウム134	セシウム137	計	ヨウ素131
1	こしあぶら	南魚沼市 舞子	検出されず (3.2未満)	49.1	49	検出されず (2.9未満)
2	こしあぶら	南魚沼市 仙石	検出されず (3.5未満)	47.1	47	検出されず (3.0未満)
3	こしあぶら	南魚沼市 後山	検出されず (3.3未満)	67.1	67	検出されず (3.2未満)

食品衛生法の規格基準（一般食品）	100	基準なし

注　カッコ内の数値（「○未満」の○）は、検出限界値※です。
表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が○ベクレル／kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。
セシウム134とセシウム137の合計は、３桁目を四捨五入し、有効数字２桁で記載しています。

※　検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

＜山菜の生態等に関する問い合わせ先＞
農林水産部林政課
電話　025－280－5326(内線3028)

＜この記載事項に関する問い合わせ先＞
農林水産部食品･流通課
電話　025－280－5303(内線2940)